

2. 駅前研究会の活動

第5. 阿倍野再開発訴訟とは

1. 阿倍野再開発をめぐる社会情勢
2. 何をしたか
 - (1) 弁護士団の結成
 - (2) 都市計画決定取消訴訟
 - (3) 事業計画決定取消訴訟
3. 争点 = 2種事業の事業計画決定の争訟成熟性はあるか？

第6. 弁護士業務の1部としての都市問題（まちづくりの相談）の展開

1. 再開発問題、区画整理問題、マンション建設反対等の都市問題は全国各地いたるところにある
2. 坂和のスタンスは何でも反対ではない。権利者住民は勉強しろ、そして自分の合理的意見をもって、出せというもの
3. 具体的活動は
 - (1) 「考える会」をつくれ、勉強会の支援
 - (2) 訴訟依頼
 - (3) どこかで和解狙い - 現実的判断必要

第7. 『岐路に立つ都市再開発』出版の問題意識

1. 大阪駅前研究会での学習から再開発そのものに関心をもった。
2. 具体的展開
3. 都市再開発が岐路に立っていることを指摘

第8. 門真区画整理訴訟とは

1. 概要
2. 争点
3. 訴訟の内容
4. 結末

第9. 1992年都市計画法の大改正

1. 1980年代後半から各種論文
2. ジュリスト・法律時報における改正特集
3. 改正がいかにか社会にインパクトを与えるか、また根づくかが問題
4. 改正点は何か（詳しくは別章）
 - ①用途地域細分化 8種類→12種類
 - ②市町村マスタープラン創設
 - ③地区計画のバリエーションの拡大
5. 1999年地方分権一括法成立でどうか変わったか（別章）
6. 2000年7月の再改正は何を目指しているか？

第10. 阪神・淡路大震災の発生

1. 詳しくは別章
2. 1995. 1. 17 阪神・淡路大震災発生
3. 都市問題研究会招集
 - ・「弁護士有志緊急アピール」発表 2/1
 - ・朝日新聞「論壇」投稿 2/10
4. 講演 - 復興まちづくりの提案を各地で
5. 『震災復興まちづくりへの模索』出版
6. 稲本研究会への参加
7. 芦屋中央地区の土地画整理事業のまち協顧問に就任 1995. 8

第11. 『まちづくり法実務体系』出版の問題意識

1. キーワード = まちづくり法の複雑性・難解性
2. まちづくり法に国民が興味をもち、それを広げ定着させる必要性を痛感
3. 体系化の試み
4. 坂和の参考になったもの（感激した本）
 - ・五十嵐敬喜『都市法』（ぎょうせい）
 - ・五十嵐敬喜・小川明雄／共著（岩波新書）
5. 『都市計画 - 利権の構図を超えて』、『議会 - 官僚支配を超えて』
また、五十嵐との共同研究としてわかりやすい本
 - ・五十嵐敬喜／共著『美の条例』（学芸出版社）
6. 最近勉強して感心したもの
 - ・小林重敬「都市の構造転換と都市計画のあり方の変化」（『現代の法9』岩波書店）
 - ・小林重敬「協議型まちづくりになぜ注目するのか」（『協議型まちづくり』学芸出版社）
7. 稲本洋之助教授の流れ『現代都地方の研究 上・下』（岩波書店）
 - 『借地制度の再検討』（日本評論社）
 - それに反対する流れ 戒能通厚「現代土地法論への論争的アプローチ」（『土地法の理論的展開』法律文化社）
 - 法律家ではない、都市計画の人の本もわかりやすい
 - 『都市・建築企画開発マガジン'95、'99』（建築知識）。

第12. 地方分権一括法成立の下での都市問題

1. 政治状況
2. その足取り
3. 地方分権一括法で何がかわったか（別章）
 - 機関委任事務廃止
4. 地方分権一括法で都市法の何がかわったか（別章）
 - ①国の関与の廃止・縮減
 - ②市町村の都市計画決定権限の拡大

第13. 情報収集

1. 新聞（朝日、日経、読売、毎日、産経）のスクラップ → 項目分け
2. 弁護士以外の業種（建築設計コンサル、各種企業etc.）との交流
3. 趣味の付き合いからの情報

第2章 都市法制のしくみ

第1. 日本の都市法制のしくみ

第1章 自己紹介

——坂和の活動からみた都市問題

第1. はじめに (自己紹介) —————資料①

1. 昭和24(1949)年、愛媛県松山市生まれ。中学・高校を松山で過ごす。
①松山は司馬遼太郎「坂の上の雲」の舞台 (明治日本の中で秋山好古・真之兄弟 + 正岡子規を主人公としたベストセラー)
- ②人口30万人の地方都市の良さ
 - ・道後温泉
 - ・きれいな街 (城山・観光地)
 - ・便利 (買物、映画、遊び)
 - ・社会資本充実 (学校など)
- ③進学校 (6年制一貫教育、男子校) の良いところ・悪いところ
2. 昭和42(1967)年・阪大法学部入学、昭和46(1971)年・阪大法学部卒業。
①70年安保 (佐藤首相訪米阻止)
- ②学生運動 (全学封鎖、東大安田講堂事件)
- ③団塊の世代
3. 昭和47(1972)年・司法修習生 (26期)、昭和49(1974)年・大阪弁護士会登録。
①司法試験の勉強 ②「労ベン」とは? ③公害問題
- ④消費者問題 ⑤都市問題
4. 坂和弁護士の仕事内容
 - ①一般の弁護士業務は一般民事中心。事件数は多い。
 - ②ライフワークは都市問題・都市計画・まちづくりの領域。
 - ③執筆活動 (出版、論文)
 - ④講演
5. 都市問題に関する主な活動

昭和57年8月 大阪モノレール訴訟提起→平成6年完了
→平成7年4月『ルートは誰が決める? -大阪モノレール訴訟顛末記』出版

昭和59年5月 大阪駅前ビル商人デモ——大阪駅前問題研究会参加
→昭和60年『苦悩する都市再開発』出版 (共著)

昭和59年9月 阿倍野再開発訴訟提起
昭和62年7月 『岐路に立つ都市再開発』出版
平成2年3月 『都市づくり・弁護士奮闘記』出版
平成3年10月 門真土地区画整理訴訟提起
平成7年8月 『震災復興まちづくりへの模索』出版
平成8年5月 『まちづくり法実務体系』出版

6. 震災直後の対応

- ①平成7年1月17日の大震災直後から復興まちづくりの方向を模索
- ②平成7年2月1日 都市問題研究会有志で「緊急アピール」発表
→多様なメニューの設定と上モノの整備を目指す
- ③平成7年2月10日 朝日新聞「論壇」投稿——資料①
- ④平成7年3月～ 各地のまちづくり協議会の活動の学習・現地調査
- ⑤平成7年3月～4月 日経流通新聞「街づくり 私の視点」(7回)連載
- ⑥平成7年8月1日 「震災復興まちづくりへの模索」(共著)出版
→都市計画決定をめぐる行政と住民の対立の分析とその解決方向の模索
- ⑦平成7年9月～10月 朝日新聞「まちづくりの処方せん」(5回連載)
——資料③の1～5
- ⑧平成7年9月 芦屋中央地区まちづくり協議会の顧問就任・活動
——資料④
- ⑨平成8年8月 「芦屋中央地区の皆様へのアピール (1) (2)」出版
- ⑩平成9年8月 「岐路に立つ芦屋中央地区」出版
- ⑪平成10年5月12日 朝日新聞「論壇-特集4年目の課題」—資料②

7. 趣味

- ①将棋 (教育テレビ日曜日朝10:00～12:00毎週)
- ②カラオケ
(ナツメロ・演歌からアムロ、SPEED、宇多田ヒカルまで)
- ③映画・ミュージカルなどの鑑賞+映画評論 ———資料⑤
・ジョン・グリシャム原作 リーガルサスペンス映画の面白さ
「法律事務所」、「ベリカン文書」、「依頼人」、「評決のとき」、「レインメーカー」、「相続人」 など
- ④ゴルフ 年40回位
 - ・スコア90～95の「セコセコ」ゴルフ
 - ・クラブ競技は不参加。
- ⑤フィットネス通い (水泳、ステップ、10kmマラソン)
- ⑥友人・依頼者との食事会・飲み会

第2. 都市問題へ興味をもったきっかけ

- ①大阪駅前研究会に参加したこと
- ②阿倍野訴訟の依頼を受けたこと。モノレール訴訟をやったこと
細かい内容は分からなくて良い、しかし
 - ①キーワードは覚えてほしい。そうでないと話が通じない。
 - ②論点・争点の意味を分かってほしい。
 - ③都市法の理解が不可欠であることを分かってほしい。

第3. モノレール訴訟へ取り組んだ事情

1. モノレール事件とは
 - (1) S字にモノレールを付けることの都市計画上の位置づけ
 - (2) そのための手続きはどうなっているのか
 - (3) 住民参加の内容—公聴会・意見書提出の機能
 - (4) 問題点は、なぜS字にするのかということ
2. 不服を言うための手続きは?
具体的には、土地収用裁決に対して取消訴訟
再開発なら権利変換処分に対して取消訴訟
区画整理なら仮換地指定に対して取消訴訟
事業認可の段階になれば成熟性はOK。さて、どうするか。
 - ①都市計画決定取消訴訟をやる (却下覚悟で)
 - ②認可されたらその取消訴訟をやる
 - ③その他、あらゆる訴訟をやる。
 - ④抵抗するなかで、何らかの修正を目指す
3. モノレール事件の具体的展開

第4. 大阪駅前研究会とは

1. 昭和59年5月 第二ビル問題発生

- 膨大な数の法律（プラス政令、通達、要綱）
- 母なる法「都市計画法」を中心とした膨大な体系

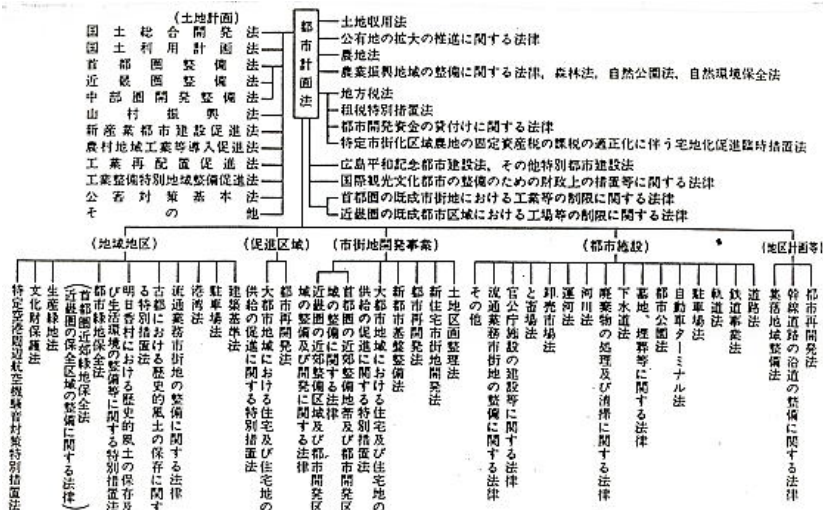


図1 都市計画に関する法令の体系

3. その特徴

- 絶対的土地所有権
- 線引き・色塗り・数値による都市計画
- 都市計画区域 (973 万ha)
 - 市街化区域 (1 4 2 万 h a)
 - 市街化調整区域 (3 8 0 万 h a)
 - 白地 (4 5 1 万 h a)
 - 都市計画区域外 (2 8 0 5 万 h a)

< 1 9 9 7. 3 月末現在 >

- 地域地区 (用途地域・特別用途地区)
- 容積率・建ぺい率・高さ制限・斜線制限
- 国家主導の都市計画
- メニュー追加方式 (メニューの洪水)

第2. 西欧の都市法制との対比

1. キーワード

- 建築不自由の原則 (ドイツ) ↔ 建築自由の原則 (日本)
- 「計画なければ開発なし」
「Fプラン (土地利用計画)・Bプラン (地区詳細計画)」 (ドイツ)
- 「成長管理政策」の成功 (アメリカ)

2. 西欧と日本の都市法理念の対比

	西 欧	日 本
都市開 発	公共的計画的規制と介入	市場原理・民間資本の利潤追及
規制の目 的	居住と生活の場としての都市の形成	成長型・経済開発型
規制の理 念	社会的平等・社会的公正	土地の有効・高度利用
民活・規制緩和	部分的・例外的	主 流

3. 日本のまちづくりの特徴

- 土地神話 (土地は値下がりしない)
- スクラップアンドビルド方式
- 東京一極集中・都市部集中・スプロール化
- 都市づくりへの住民参加の欠如
- 再開発はすべて経済的再開発 (駅前・商業再開発)
- 官と民の協調悪い

4. 『現代アメリカの都市計画』 (大野輝之著・学芸出版社・1 9 9 7 年)

(1) 1 9 9 2 年 映画「遙なる大地へ」公開 (主演: トム・クルーズ)
 (1 9 世紀末、アイルランドの貧しい小作人の家に生まれた主人公が、アメリカでは誰でも土地を手に入れることができると聞いて渡米するというストーリー)

→ 「自由の国・アメリカ」「土地の自由な所有と利用」

(2) その大転換

- 1 9 世紀末から 2 0 世紀初頭にかけては、近代都市計画が誕生し確立した時期
- 1 9 6 0 年代末から 1 9 8 0 年代にかけての 1 0 数年間は、近代都市計画の枠組みではとらえられない、いわば「現代都市計画」ともいべきものの新たな展開が行われた時期
- 「成長管理政策」の成功

第3章 都市法 (まちづくり法) 体系化の試み

第1. 総論-まちづくり法を体系化することの意味

第2. 各論

- 五十嵐敬喜『都市法』(ぎょうせい)における体系化の試み
- 行政学者を中心とした体系化の試み
- 塩野宏『国土開発』(『未来社会と法』(筑摩書房))による体系化の試み
- 成田頼明『土地政策と法』(弘文堂)による体系化の試み
- 『不動産法概説』(有斐閣)による「不動産法制」という体系化の試み

3. 行政判例を中心とした体系化の試み
 - (1) 法務省訟務局行政訟務第一課職員編『判例概説・都市計画法』（ぎょうせい）の試み
 - (2) 成田頼明編『街づくり・国づくり判例百選』（別冊ジュリ103）の試み
4. 新たな実務体系書の試み
 - (1) 都市計画法制研究会編著『事項別・都市計画法実務辞典』（第一法規）の試み
 - (2) 土地利用開発法令研究会編集『問答式・土地利用・開発の手引』（新日本法規）の試み
5. 『都市・建築企画開発マニュアル'95年度版』と『'99年度版』（建築知識）における体系化の試み
6. 以上が『まちづくり実務体系』（新日本法規）において、坂和がまとめた体系

第3. 近時の都市法についての体系化の試み、あるいは刺激的な著書

1. 近時の都市法についての体系化の試み
 - (1) 高木任之・著『都市計画法を読みこなすコツ』（1996(H8)年・学芸出版社）
 - (2) 萩島哲・編『都市計画』（1999(H11)年・朝倉書店）
2. 刺激的な著書
 - (1) 五十嵐敬喜・共著『美の条例』（1996(H8)年・学芸出版社）
 - (2) 渡辺俊一・編『市民参加のまちづくり－マスタープランづくりの現場から』（1999(H11)年・学芸出版社）
 - (3) 伊藤滋・著『市民参加の都市計画』（1997(H9)年・早稲田大学出版部）
 - (4) 兼子仁・共著『地方分権』（1998(H10)年・弘文堂）
 - (5) 大野輝之・著『現代アメリカ都市計画－土地利用規制の静かな革命』（1997(H9)年・学芸出版社）
3. これらはすべて、都市計画法を中心とした都市法体系をふまえたうえで、都市計画の権限や土地利用規制のあり方等をそれぞれの切り口から解説し、国民が真に使えるようにしたいという意欲により書かれたもの

第4章 都市法の時代区分

第1. 総論－都市法を時代区分することの意味－

第2. 各論－戦後日本の都市法制のあゆみ－

1. (1全総) (昭和37～43年)
 - 池田勇人内閣――所得倍増計画
 - 高度経済成長の時代
 - 拠点開発方式・重化学コンビナート・新産都市
 - 昭和30年代後半から公害問題を中心とした都市問題噴出
 - 戦後最初の地価高騰
 2. (2全総) (昭和44年～52年)
 - 昭和43年 自民党、田中角栄「都市政策大綱」発表
 - 日本で最初の都市政策→「日本列島改造論」へ。
 - └都市計画法全面改正
- 昭和43、44年 都市三法 ─ 建築基準法改正
- └都市再開発法制定
- 戦後2回目の地価高騰、乱開発、公害問題深刻化
3. (3全総) (昭和52年～58年)
 - 大平正芳内閣――低成長、定住圏構想、地方の時代
 - オイルショック (昭和48年)
 - 都市問題解決の方向 (内省の時代)、地価高騰抑制
 - 日影規制導入、条例による上のせ・横出し規制
 - 昭和55年都市三法の改正 (地区計画・日影規制)、乱開発の防止
 4. (4全総) (昭和58年～)
 - 中曽根康弘内閣――アーバン・ルネッサンス (都市復興)
 - 内需拡大・規制緩和、民活路線推進
 - (1) 昭和60年9月 「行政改革の推進方策に関する答申」を閣議決定
 - 高さ規制、容積率、1種住専→緩和
 - 総合設計、特定街区、一団地認定制度など導入
 - 都市再開発と東京湾ウォーターフロント開発 (大規模プロジェクト) が大きな注目
 - 戦後3回目の地価高騰――バブル絶頂期へ
 - (2) 昭和62年4月「前川レポート」
 5. バブル時代の土地対策
 - (1) 昭和62年10月16日「緊急土地対策要綱」－地価高騰への対処法 (昭和62年9月NHK「土地はだれのものか」放映)
 - 土地取引の適正化
 - 投機的取引の規制－監視区域の制度創設
 - 不動産業者の指導
 - 金融機関への指導 (不動産融資の総量規制)
 - (2) 昭和63年6月28日－「総合土地対策要綱」 (閣議決定)
 - 5つの基本的認識
 - 土地の所有には利用の責務が伴う
 - 土地の利用に当たっては公共の福祉が優先する
 - 土地の利用は計画的に行わなければならない
 - 開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべき
 - 土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべき
 - (3) 土地基本法の制定 (平成元 (1989) 年12月)
- ①理念法か実定法か→理念法
- ②土地所有権論争不十分→政策的立法
- ③土地利用計画の位置づけ不十分
6. 土地基本法後の立法
 - 都市計画法・建築基準法の大幅改正 (平成4 (1992) 年6月)
 - ①用途地域を細分化 (8→12) →施行から3年以内に用途地域の見直し・指定替え
 - ②誘導容積制度 (目標容積率と暫定容積率を区分して設定)
 - ③市町村まちづくりマスタープランを創設
 - ④地区計画制度の拡大 (市街化調整区域への)
 - ⑤都市計画区域外での建築規制その他
 7. バブル崩壊 (平成2 (1990) 年夏) 以降の土地問題
 - (1) 平成2 (1990) 年夏以降・「バブル経済崩壊」
 - ①地価鎮静→下落→土地法制よりも、不動産融資の規制、金利高による効果が大
 - ②イトマン事件－バブル経済破綻
 - 株の損失補填－証券会社不祥事
 - バブルの構造が暴露
 - ③・歌う不動産王 千昌夫 - 苦戦・借金生活
 - ・投げる不動産王 桑田真澄 (巨人) - 苦戦・借金生活

・地上げ屋 商売あがったり ・不動産(業者) - 苦戦、倒産

(2) 都市・土地問題への国民の関心のうすれ

①新聞記事激減

②目先の価格低下のみに目を奪われ、土地利用のあり方の議論不十分

③10年前のサイクルの繰り返しか?

8. 細川内閣の誕生と土地政策

平成5(1993)年7月総選挙-細川連立内閣成立(8月)~1994年4月

①政・官・財のトライアングルによる癒着の暴露(とくに建設業界)

→政治改革・行政改革(許認可の削減等)の推進

→中央集権機構を解体し、本当の民主主義の実現を目指す

②地方分権の提唱(国家高権から真の地方分権へ)

上からのマスタープラン→下からのマスタープラン

9. 橋本龍太郎政権の登場

(1) 橋本「行政改革」

①1996年10月 総選挙

② // 11月 橋本首相、行政改革会議設置

③1997年12月 最終報告(1府12省庁)

④1998年6月 中央省庁改革基本法成立(2001年に新体制)

⑤ // 6月 中央省庁等改革推進本部発足(本部長 橋本首相)

⑥ // 7月 参院選挙 自民党大敗、橋本退陣、小渕内閣発足

→行政改革実施をめぐる政と官の攻防

⑦1999年1月 中央省庁改革関連法案大綱発表

⑧ // 4月 中央省庁改革関連法案閣議決定

⑨ // 7月 中央省庁改革関連法案可決成立

(2) 橋本「地方分権」

①1995年5月 地方分権推進法制定

② // 7月 地方分権推進委員会発足

→1~5次の勧告(機関委任事務の廃止、補助金見直し)

③1998年5月 地方分権推進計画を閣議決定

→機関委任事務の廃止

→都市計画の権限を大幅に委譲

④1999年7月 地方分権推進一括法案可決・成立

(3) 土地政策の大転換

①新総合土地政策推進要綱の閣議決定(1997年2月)

○土地対策の目標-地価抑制から土地の有効利用へ転換

・土地有効利用の促進——低・未利用地の利用促進

└─密集市街地の再整備の促進等

└─良質な住宅・宅地の供給の促進による土地の有効利用

・土地取引の活性化の促進

・土地政策の総合性・機動性の確保

②都心居住拡大を目指す「高層住居誘導地区」の創設

(最高400%→600%の容積率の緩和)(1997年6月)

③密集新法制定(1996年5月)

④定期借家件論争活発化 1996年10月「土地住宅ワーキンググループ報告書」発表(座長 岩田規久男)から急速に台頭

法務省研究会発足、識者の論争→2000年国会で自民党議員立法の予定

(4) 1998年7月 参院選挙 自民党大敗・橋本退陣、小渕三内閣成立

○経済危機・金融危機・日本沈没の危機・経済再生内閣

○1998年10月 金融再生法案が成立

(5) 1999年10月 小渕改造内閣発足→「自自公」連立政権の行方は?

第5章 都市再開発法によるまちづくりとは

第1. その都市計画法上の位置づけ

- ・この他に法律に基づく誘導法例がある
- ・要綱事業および補助事業が多数ある(これは別章で)
- ・都市計画として決定する(都計法15条・再開発法6条)

第2. 都市再開発事業とは(『まちづくり法実務体系』303P)

1. 広義の都市再開発

①都市再開発法に基づく市街地再開発事業

②要綱・通達に基づく再開発事業

③建築基準法による規制の例外的緩和による誘導再開発

2. 狭義の都市再開発

第3. マスタープランと都市再開発(同書303P)

1. 「整開保」(都市計画法7条4項)

2. 都市再開発方針の創設(1980年改正)

第4. 都市再開発法の制定と改正の推移(同書307P)

——時代の流れを端的に映している——

1. 制定(1969年・S44年)まで

4. 1988年(S63年)改正

2. 制定(1969年・S44年)

5. 1995年(H7年)改正

3. 1975年(S50年)改正

6. 1998年(H10年)改正

第5. 都市再開発事業の概要(流れ)(同書311P)

1. 基本構想

2. 都市計画決定

3. 事業計画決定

4. 権利変換(管理処分)

5. 明渡し・工事・清算

第6. 事業の実績と特徴(同書325P)

第7. いくつかの論点(同書344P)

1. 都市再開発は、「必要なところ」でできているか

2. バブル崩壊による再開発事業の変容

3. 借家人の保護は十分か

4. 訴訟(不服申立て)は可能か

5. 再開発は法定事業でハードな手法

第6章 土地区画整理法によるまちづくりとは

第1. 土地区画整理法事業の都市計画法上の位置づけ

- ・都市計画として決定する

第2. 土地区画整理事業の特徴（『まちづくり法実務体系』355P）

1. 都市計画の母
2. 道路・公園等の公共施設の整備と宅地の区画整理を同時に行う
3. 土地の買収・収用によるのではなく、土地の位置、面積、形状等を変化させて公共施設用地を生み出すとともに宅地の整形化を行う
4. 事業が公権力の行使を交えて進行するので、手続が比較的迅速、確実になされるが、他方で権利者の財産権を十分に保護できるか、という問題がある

第3. 土地区画整理法の概要（流れ）（同書356P）

1. その位置づけ
2. 都市計画決定
3. 事業計画決定
4. 仮換地の指定
5. 移転・補償
6. 換地計画・換地処分（同書362P）
7. 登記・清算（同書364P）

第4. 修正型土地区画整理事業（同書365P）

1. その位置づけ
2. 大都市法の制定とその改正
3. ミニ区画整理
4. ツイン区画整理
5. 沿道区画整理型街路事業
6. 田園土地区画整理事業（田園居住区整備事業）
7. 連鎖型土地区画整理事業
8. その他の事業

第5. 事業の実績と特徴（同書382P）

第6. 国の助成制度と国庫予算（同書384P）

第7. いくつかの論点（同書385P）

1. 区画整理・減歩の合憲性——憲法違反か
2. 「照応の原則」の例外、特に小規模宅地の扱いについて
3. 借家人は保護されているか
4. 減歩率をめぐる論点——減価補償金とは
5. 区画整理手法の限界——上モノ整備手法との併用の必要性

第7章 地区計画とは

第1. 地区計画創設（1980年）の事情（時代背景）（『まちづくり法実務体系』457P）

1. 1968年都市計画法の特徴
 - ①都計決定権限を国から都道府県・市町村に配分
 - ②都市計画区域、市街地区域と市街地調整区域の線引き、地域地区、用途地域（4→8へ）
 - ③形態規制
2. 1970年代の乱開発
3. 自治体の抵抗
4. 1980年代の規制緩和
5. 1979年 都市計画中央審議会の第8次答申
6. 88年法（現行法）では現状の下で抱えている問題に対応できない
→新しい法制度「地区計画制度」を提唱
〔地区計画制度〕
 - ・区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全するための計画。市町村が案作成の段階から土地所有者等の意見を聞きながら決定
 - ・地区計画に地区整備計画が定められた場合は、土地の区画形質の変更や建築につき市町村長への届出・勧告が必要（都計12条の5）
 - ・全国一律の規制である用途地域を補い、地区毎にきめ細かいまちづくりを目指すもの。一般的な用途規制・形態規制をさらに「強化」することを目指したもの
 - ・地区計画は、まちづくりにおいて先進的な自治体を中心に大いに活用

第2. 地区計画（基本型）の内容（同書466P）

1. 概念
2. 地区の要件
3. 都市計画基準等
4. 決定手続
5. 地区計画の内容
6. 地区計画の方針の内容
7. 地区整備計画の内容
8. 部分的な地区整備計画および地区整備計画の要請の制度
9. 地区計画の効果
10. 地区計画に関する裁判例

第3. 地区整備計画の各種のヴァリエーション（同書494P）

1. 総説
2. 誘導容積型地区計画
3. 容積適正配分型地区計画
4. 用途別容積型地区計画
5. 街並み誘導型地区計画
6. 立体道路制度
7. 地区計画に類似する制度—建築協定

第4. 高度利用型地区計画（同書518P）

1. 総説
2. 住宅地高度利用地区計画

3. 再開発地区計画

第5. 沿道整備計画 (同書 5 4 3 P)

第6. 集落地区計画 (同書 5 4 7 P)

第7. その後も次々と新制度

cf. 1999年7月「用途変更先導型再開発地区計画」創設

→工業専用地域に指定されている工場跡地について地方公共団体が再開発計画の中で広範な用途を許容すると明記。将来の用途地域の変更を宣言すれば個別の建築計画を特例で許可できる。

第8. 地区計画と西欧諸外国の土地利用計画との比較

	イギリス		アメリカ	フランス	ドイツ	日本
	大都市圏	地方都市圏				市町村
第一段階 (開発地区)	郡	ストラクチャー・プラン (Sプラン) Structure Plan				空欄・同視 または 保全の方針 (「整・開・保」)
	郡外町村			基本計画 (SD) Schéma directeur		
第二段階 (規制区域)	山村	ユニバーシティ・デベロップメント・プラン (UDP) Urban Development Plan	マスタープラン (MP) Master Plan		土地利用計画 (Fプラン) Flächennutzungsplan	都市計画に関する基本方針 (F方針)
	山村	ローカル・プラン (Lプラン) Local Plan				
第三段階 (規制区域)	山村		ゾーニング (地域制) Zoning	土地利用計画 (POS) Plan d'occupation des sols		地域制 (ゾーニング)
	山村				地区詳細計画 (Bプラン) Bebauungsplan	地区計画
実現手段 (開発許可・建築確認)	計画許可 Planning Permission		地番許可タウン・マップ Town Map	建築許可	建築許可	建築確認
根拠法	都市計画法 Town and Country Planning Act		州からの賦権法 (Enabling Act)	都市計画法典 (CD)	建築法典 Baugesetzbuch	都市計画法
備考	1985年の地方自治制度の改正により大都市圏ではUDPのみが1層制となり、地方都市圏では従来の2層制が維持された。		マスタープランは法的に位置づけられておらず、シュエラル・プランなどと呼ばれる。	POSは原則として市町村単位で策定される。	1987年に新しい都市計画法として建築法典が制定されたがFプランとBプランの2層制は維持された。	1992年の都市計画法改正により市町村マスタープランとして「方針」が創設された。市の2層制体制となった。日本の場合、道庁圏は都市計画法区域のみである。

第8章 震災 (1995. 1. 17) 復興まちづくり

第1. 復興まちづくりを考える

1. そのあゆみ

- (1) 2月1日 建築基準法第84条に基づく建築制限
- (2) 2月17日 神戸市震災復興緊急整備条例制定
- (3) 2月26日 被災市街地復興特別措置法 (復興法) 制定・公布
- (4) 3月17日 区画整理・再開発の都市計画決定
- (5) 3月24日 被災マンション法施行

2. 参考例

- 都市計画の父 後藤新平
- 1919 (大正8) 年 (旧) 都市計画法公布
- 1924~1930年 関東大震災の帝都復興事業
- 「50億円の焼土全部買上案」・「帝都復興院」・「区画整理の断行」

3. 復興計画の概要

- (1) 全体構造
 - A地区 都市計画決定16地区 (254.8ha) →厳格な法定手続
 - B地区 重点復興地域 (1225ha・神戸市)
 - C地区 復興促進区域 (5887ha・神戸市)

(2) A地区の特徴

- ①二段階都市計画決定方式
- ② まちづくり協議会方式

4. その問題点

- (1) ABCの3分割方式は妥当だったか?
- (2) 区画整理はうまくいくか?
- (3) 再開発はうまくいくか?
- (4) まち協方式は定着するか?
- (5) 白地地区は救済されるか?

5. 復興計画検討 (行政と住民の対立はなぜおこるか) の視点

- (1) 都市計画の権限の所在は
- (2) まちづくりと地方分権
- (3) 日本の都市法体系の複雑性と難解性
- (4) 土地所有権をどうみるか
- (5) 行政不信の根源は
- (6) 住民参加システムの欠如
- (7) 都市計画決定と訴訟
- (8) まちづくりと情報公開

6. 専門家のスタンスは?

- (1) 鎌田慧氏の復興「山分け」論をどうみるか。——資料⑥⑦
- (2) 「原理派」学者・コンサルと「土着派」学者・コンサル

7. 法的システムの検討

- (1) 都市計画決定 (区・再) のシステムは有効に機能したか?
- (2) 復興法、罹災法、マンション法など既存の法体系は機能したか?
- 機能不十分

第2. 復興まちづくりの特徴その1-まち協論 ——資料⑦

1. まち協の制度的意義

- (1) S55年 地区計画・S56年 神戸市まちづくり条例
- (2) 神戸市でのまち協の実例 (震災前約10件)

2. 二段階都市計画決定とまち協結成の呼びかけ

3. まち協の能力・力量がクローズアップ

- (1) 運営方法の民主性
- (2) 専門家の支援の程度、内容
- (3) 住民提案の内容、水準

4. まち協方式は協働のまちづくりの芽生えか?

- (1) まち協をキーワードとする「協働のまちづくり」は可能か？
- (2) まち協と行政との協働—新たな地平線を切り開くもの(？)
- 5. まち協をキーワードとした実践は今後の先例となりうるか？
- 6. まち協の課題
- 7. まち協の法的根拠

第3. 復興まちづくりの特徴その2—専門家の役割 —————資料⑦

- 1. コンサル、コーディネーターの役割
 - (1) その成り立ち
 - (2) 今日まで再開発事業や区画整理事業の現場でコンサル、コーディネーターが果たしてきた機能、役割
 - (3) コンサル、コーディネーターが震災復興まちづくりで果たす役割、機能
- 2. 法律家の役割
 - (1) (復興)まちづくりとは何かを考える視点を示すこと
 - (2) 複雑、難解な都市法(まちづくり法)を市民にわかりやすく解説すること
 - まちづくり法— 時代区分・計画法・規制法
 - ├ 法律に基づくまちづくり
 - └ まちづくりの各種手法
 - (3) 現実のまちづくりの展開の中で専門家として利害調整の役割を果たすこと
 - (4) 住宅再建、マンション再建についても同様

第4. 芦屋中央地区まちづくり協議会活動の実践からの教訓

- 1. まち協の組織運営について
 - (1) 震災後とにかくスタート(平成7年8月6日)。よちよち歩きの組織
 - しかし課題・任務は重大。市の公認団体→助成金交付
 - (2) まち協の目的=まちづくり提案をすること。しかし非常に困難
- ①復興まちづくりのあり方
- ②まち協の運営の仕方
 - 地元住民の対立をめぐって地元住民の対立→分裂→「住民の会」結成
- 2. 認可された事業計画の内容と住民案の対比と優劣
 - (1) 都市計画道路(20mか12mか)
 - (2) 公園(ポケットパークでよいのか)
 - (3) 区画街路(6m、8mかそれ以下か)
 - (4) その他(路地の重要性)
- 3. 検討点
 - (1) 区画整理の基本的システムは？
 - (2) 減歩率は何によって決まるか
 - (3) 減価補償金とは？
 - (4) 接道義務とは？
 - (5) 都市計画法決定、事業計画認可の権力性と変更可能性
- 4. まちづくり協議会が有効に機能するための3つの条件
 - (1) 住民内部のリーダーの存在
 - (2) まち協の総会、役員会、各種勉強会、ニュース発行などの活動を実質的に支える有能な事務局人材の存在
 - (3) まち協活動の大方針にアドバイスできる専門家の存在
- 5. まち協における住民合意形成の4つのパターン
 - (1) 理想型(真の全住民参加型) ———○地区
 - 全住民が都市計画—事業計画—仮換地(権利変換)の各段階におけるまちづくりのシステムや方向性を理解したうえ、それぞれ自分の意見を述べ、それらが一致するパターン
 - 住民が100名規模になれば、知識、年齢、資力、熱意等に差異があるため、この実現は困難。
 - (2) リーダー依存型 ———○地区
 - 有能・誠実かつエネルギーなリーダー個人への信頼が基礎となり、あの人に従えばまちがないという形で住民意思が一致するパターン
 - 日本ではこのパターンが多い。
 - ・結果的に問題点は表面にはでないが、(1)とは大違いで不十分。
 - (3) リーダー並立型(内部対立型) ———○地区
 - 区画整理・再開発を推進しようとするリーダーAと、反対だとするリーダーBが勢力拮抗するパターン
 - このパターンも多い。
 - ・両派の対立でマイナス面もあるが、互いの競い合いによるエネルギーは大きく、急速に力量を身につけるというプラス面あり。
 - ・両派の勢力が完全に1:1ということはないため、相対的多数で住民意思の方向性は決まる。
 - ・まちづくりの方向性をめぐる考え方の相異が人格的対立にまで発展するケースが多い。
 - 日本のムラ社会的構造の欠点
 - (4) 不満ぶつけ型(行政敵対型) ———○地区
 - 常に原理・原則論、理念・理想論から出発した立論をし、その基準に照らせば行政がケシカランなど常に敵対者を攻撃するパターン
 - 当初はこれでもよいが、何年もこのパターンではダメ。
 - ・訴訟提起や世論の支持などがなければ衰退し、結局行政案どおりに収束。・妥協点、落とし所の模索、軟着陸の可能性など現実的判断ができるかどうか。
- 6. まち協の合理的運営のための視点
 - (1) 都市計画決定の権力性という本質と今回の都市計画決定の柔軟性という二面性の理解が不可欠。
 - (2) 都市法全体の理解が不可欠(都市法の不十分さや土地区画整理法の問題点を理解しつつ)。
 - (3) 誰が事業の責任をもつのか、事業の効果は結果的に誰に向くのか、という現実論の中で、時間の観念、相対的多数の観念を頭に入れて方針をたてるのが不可欠(理念論、理想論だけではダメ)。
 - (4) まちづくりの民主主義(まちづくりにおける住民の意思の合意)は非常に難しいことを念頭におき、意思の一致のためには一定の妥協、譲歩が必要なことを理解すべき。

第9章 土地バブルの発生と崩壊(都市法政策と政治・経済政策)

第1. 土地バブルの発生

- 1. 中曽根アーバン・ルネッサンス(規制緩和、内需拡大、民活)以降
- 2. その構造
 - ①土地本位制経済
 - ②1億総不動産屋化—土地を投機の対象
 - ③金融の応援(銀行、大蔵省)

第2. バブル全盛期の都市問題

- 1. NHK特集 昭和62年9月 「土地はだれのものか」を放映
 - 第1部 地価高騰が日本を変える
 - 第2部 国際比較・これが地価対策だ

2. 地上げの横行

齋藤浩編『緊急レポート-街が消える!』(1986年、都市文化社)

底地買い(地上げ)被害の実態

3. 不動産融資

- ・1億総不動産屋化
- ・銀行、大蔵省の果たした役割は?

第3. バブル崩壊のメカニズム

1. 3つの土地政策

- ①1989年 不動産取引の総量規制をスタート→公定歩合の猛烈な上昇。利息の上昇、融資の総量の縛り上げ、不動産屋の借金未返済、銀行巨大な「こげつき」が不良債権として残る
- ②1989年 土地基本法に基づき地価の監視区域制度を徹底
公示地価を著しく上回る土地の値付を認めない
- ③1992年 都市の土地利用規制
新都市計画法(1992年)によって土地利用を厳しく制御(?)
→①が効果抜群

第4. 不良債権の処理

- 1. 住専(住宅金融専門会社)問題発生(1996年)
→6800億円の財政資金投入の可否が議論(税金投入の可否)
- 2. 住宅債権管理機構発足(1996年7月)
中坊公平弁護士社長就任 → 平成の鬼平
預金保険機構、整理回収銀行も発足
- 3. 整理回収機構(RCC)1999年4月発足
中坊公平弁護士から鬼追明夫弁護士へ

第5. 金融再生の動き

- 1. 金融再生関連法成立(1998年10月)
- ①1998年10月 金融再生法案成立
(経済再生小渕内閣、宮沢大蔵大臣の下)
金融再生委員会の設置
○財政と金融の完全分離
○金融行政の一元化
→金融再生プラン・日本再生プランは実現するか?
- ②1999年10月 第2次小渕内閣発足
金融再生委員長に就任した越智通雄・元経済企画庁長官が、5金融機関から総額1億円弱の無担保融資を受けていたことが判明(1999年10月13日毎日新聞)
→金融再生の旗振り役がこれでよいのか?
- 2. 1999年9月~10月 映画 金融腐蝕列島「呪縛」上映
-銀行再生を担う格好いいミドルエイジは本物か?

第10章 行政改革を考える

第1. 世直し

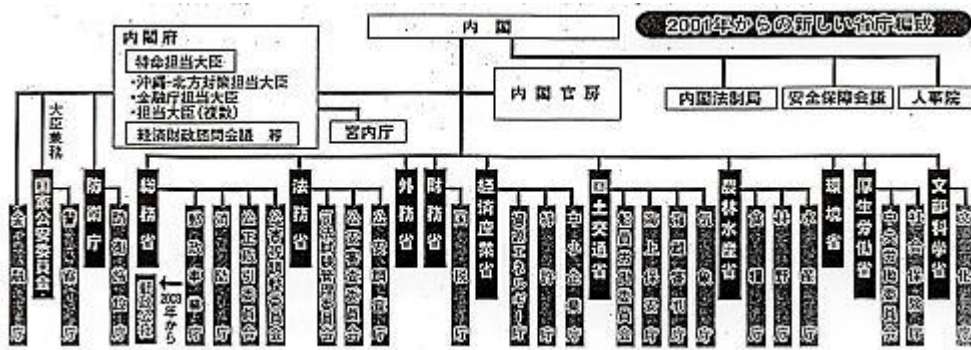
—日本型システムの改革 →日本再生

第2. 行政改革の足取り

- 1. 橋本首相の音頭(在任期間1996年1月~1998年7月)
1996年6月 橋本ビジョン発表
①国内の経済・社会構造の激変
②大競争時代の到来
→「効率的でスリムな政府と活力ある社会・経済システムの構築は待ったなしの課題である」と力説
1996年11月 橋本演説
五大改革
①行政改革 ②経済構造改革 ③金融システム改革
④社会保障構造改革 ⑤財政改革
1997年1月 橋本演説
教育を加えて六大改革に
1998年7月 行政改革基本法成立
行政改革推進本部スタート(小渕首相)
1999年1月 中央省庁改革関連法案大綱発表
1999年4月 中央省庁改革関連法案閣議決定
1999年7月 中央省庁改革関連法案可決成立
(2001年1月から新体制スタート)

第3. その検討点(読売新聞 1999年6月10日)

- ・政治主導 ・特殊法人改革
- ・国会改革 ・環境省
- ・公務員定員削減 ・政策評価制度



第11章 地方分権法の成立とまちづくり法

第1. 地方分権の歴史的経過

地方分権推進に関する動き

平成5年6月 地方分権の推進に関する決議（衆議院・参議院両院）

6年12月 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）

7年5月 地方分権推進法成立（同年7月施行）

7月 地方分権推進委員会発足

8年12月 地方分権推進委員会第1次勧告

（機関委任事務制度の廃止、国と地方公共団体の関係についての新たなルール、権限委譲など）

9年7月 地方分権推進委員会第2次勧告

（自治事務・法定受託事務の事務区分、国・地方関係調整ルール、必要規制、地方出先機関、地方行政機関、補助金、税財源など）

9月 地方分権推進委員会第3次勧告（地方事務官、事務区分）

10月 地方分権推進委員会第4次勧告

（事務区分、国の関与、権限委譲、係争処理手続など）

10年5月 地方分権推進計画閣議決定

11月 地方分権推進委員会第5次勧告

（公共事業、非公共事業、国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直しなど）

11年3月 地方分権一括法案閣議決定・国会提出

7月 地方分権一括法成立・公布

第2. 地方分権推進の歴史的位置づけ

1. 地方分権は橋本内閣の下、行政改革と2本柱で強力に進められた

2. その流れは平成11年地方分権推進一括法成立への作業として進んだ

3. その骨子は次稿のとおり

4. 土地利用と都市計画の分野では、都市計画法そのものの更なる大改革（用途の変更をもっと自由に）を予定している

第3. 地方分権法の概要

1. 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

2. 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構築

3. 国の関与等の見直し

4. 権限委譲の推進

5. 必置規制の見直し

6. 地方公共団体の行政体制の整備・確立

7. 施行期日 平成12（2000）年4月1日

第4. 都市計画の分野における地方分権

1. 地方分権推進委員会の勧告

（1）第1次勧告

①土地利用基本計画→策定事務は都道府県の自治事務とする。国の承認は廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする

②土地取引規制

→規制区域の指定・解除の事務は都道府県の自治事務とする

→監視区域の指定・解除の事務は都道府県・政令指定都市の自治事務とする

③都市計画区域は都道府県が指定する

④市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画は都道府県が決定する

など

（2）第2次勧告

①都市計画の決定主体→都市計画決定は市町村が中心となるべきであり、都道府県の都市計画決定については以下のとおり見直す

・用途地域→3大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等に限定

・都市施設、市街地開発事業

市町村道等 幅員 16m以上→4車線以上の幅員の数値

公園 面積 4ha以上→10ha以上

土地区画整理事業 面積 20ha超 →50ha超

市街地再開発事業 面積 1ha超 →3ha超

②市町村の定める都市計画と都道府県との調整のあり方

→都道府県の市町村に対する後見的関与は排除し、市町村に置かれる審議会は法定化するなど

2. 改正の概要

①68年法で国から都道府県・市町村へ都市計画決定の権限を委譲し、配分した（都計15条）

②しかし、都道府県と市町村の権限のバランスの変革が必要

→適正なバランスを目指す

3. 都市計画法上の機関委任事務の整理（都計87条の5）

（1）都市計画の決定等の事務を自治事務とする

（ごく一部の例外のみが法定受託事務）

（2） 条例・議会との関係

①都市計画と条例の関係

②都市計画への議会の関与

4. 都市計画区域の指定・都市計画の決定等に対する国または都道府県知事の関与

（1）建設大臣の認可・都道府県知事の承認の「同意を要する協議」への改正

（2）都市計画の決定等に対する国又は都道府県の関与の視点の明確化

5. 市町村都市計画審議会の法定化

（1）市町村都市計画審議会の法定化

（2）市町村都市計画審議会の任意性

（3）市町村都市計画審議会の権能

6. 政令指定都市の都市計画決定権限の拡充（都計87条の2）

（1）政令指定都市の都市計画決定権限の拡充

（2）政令指定都市に委譲される都市計画決定権限の範囲

（3）政令指定都市による都市計画決定の手続

7. 市町村の都市計画決定権限の拡充・建設大臣の認可を要する都市計画の縮減

→地方自治法の改正と関連しないため、平成10年の改正により先行

（1）市町村の都市計画決定権限の拡充（都計15）

（2）建設大臣の認可（同意を要する協議）を要する都市計画の縮減

第12章 司法改革を考える

第1. 総論

司法改革とは

明治戦後と並ぶ第3の変容期（日経新聞1998年11月24日）

2割司法とは

第2. 各論

1. 司法制度改革審議会の発足（1999年7月）
司法改革の好機を逃すな 法曹一元制はもう不可避だ（毎日新聞1999年8月26日）
→（13名の委員・池田内閣の臨時司法制度調査会以来37年ぶり）
（テーマ）
 - ・2割司法からの脱皮
 - ・国民にとって身近で利用しやすい制度に
 - ・法曹一元（弁護士から裁判官へ）
 - ・陪審・参審制（グリシャムのリーガル・サスペンス映画と対比）
2. 陪審・参審制度の導入は可能か？
根付くか陪・参審制 市民らが模擬裁判（日経新聞1999年8月5日）

第13章 2000年以降の大問題

第1. 介護保険と地方分権

1. 介護保険の制度の是非
2. 費用負担をどうするか？——政治力学
3. 国民の受入れ体制・能力は？
4. 本当に機能するのか？（国保や老人保険との対比）
本音と建前
問題の先送り
5. 地方間の競争は可能か？

第2. 成年後見制度の発足

- ・禁治産制度を改革
- ・法制審答申 後見人、本人が選定（日経新聞1999年2月17日）
- ・本当に機能するのか？

第14章 金融ビッグバン

第1. 金融ビッグバンとは

- ・自由競争と自己責任の原則がキーワード

第2. 保険（生命保険、損害保険）

- 金融ビッグバン——保険（料率）自由化の認識
- （1）1993年 日米包括経済協定で保険分野の協議開始
 - ・保険料率の自由化
 - ・保・損保の相互乗り入れ
 - ・傷害保険やがん保険など第三分野の保護
- （2）1996年4月1日 新保険業法の施行
 - ・生保・損保子会社による相互乗り入れ
- （3）1996年12月 日米保険協議決着
- ・1998年7月までに損害保険料率自由化
- （4）1998年7月は損保業界にとって節目の月（保険料率の自由化の月）
 - ・セゾン自動車火災保険が「APS」を発売
（セコム東洋が損害保険保険料20%ダウン（通販）
・ソニーが損保子会社設立（ソニーインシュアランスプランニング）
・アメリカンホーム保険、チューリッヒ保険「リスク細分型保険」発売
 - ・東京海上「T・A・P」発売。他の損保も追随。
 - ・通販、インターネットを活用した販売で低保険料を実現
 - ・補償内容を選択する新保険
 - ・フランスのアクサUAP 日本へ損保進出
→①損保業界淘汰の時代 ②自己責任の原則の再確認
- （5）1999年は損保業界の「再編元年」
 - 『織田信長、保険を統一』
 - 『坂本竜馬、時代を超えてこれに賛同
「皆、口座にまとめよ」
「時代がかわる。保険も変わらないかんぜよ。」』
 - 『「まとめ」のお手本、毛利元就』
- （6）損保業界大再編成始動
 - ・三井火災・日本火災・興和火災統合へ（もち株会社） 1999年10月
 - ・住友海上は？
 - ・東京海上は静観

第3. 銀行金融メガ再編（金融大統合） 1999年10月

- ・日本興業銀行+第一勧業銀行+富士銀行（もち株会社）
- ・住友銀行+さくら銀行（合併）
- ・東海銀行+あさひ銀行

15章 社説・コラム編

（から都市問題・社会問題を考える）

第1. 社説・解説

1. 社説 世紀を築く① 参加で「公」を立て直す（朝日新聞1999年5月4日）
2. 日米中韓の中高生比較 日本の若者未来に無関心 現状に満足、向上心欠く（日経新聞1999年7月11日）
3. 論壇 大学生の国語力低下を憂う（朝日新聞1999年6月10日）
4. 社説 ほころび目立つ「建前」民主主義（読売新聞1999年8月15日）
5. 正論 事故のために規制を増やすな（産経新聞1999年9月6日）
6. 「自分で決める」嫌う社会 英国ではデモクラシー鍛える（朝日新聞1998年10月13日）
7. 正論 「勇気ある物語」が教えるもの 日本にライオン二等兵はいるか（産経新聞1998年10月14日）

第2. コラム

1. 線を引かずに本を読むとは（日経新聞1998年7月31日）
2. 「・・・したいと思います」（朝日新聞1998年7月10日）
「・・・じゃないですか」（読売新聞1998年4月11日）
3. 鏡「婉曲話法が多様される社会は決して幸福な社会ではない」（日経新聞1998年4月3日）
4. 余録「もってまわった言い回しは無駄だ」（毎日新聞1998年8月13日）

5. 和は、そんなに貴いか (読売新聞1998年9月19日)
正論と現実 (日経新聞1998年3月20日)
「人並み」は捨てる (産経新聞1998年9月17日)
6. 窓「社会通念」 (朝日新聞1998年2月26日)
7. 魅力ある都市 (日経新聞1998年9月10日)

第16章 映画評論

(から都市問題・社会問題を考える)

第1. 裁判もの

1. レインメーカー _____ 資料⑤
2. アミスタッド
3. NY検事局
4. 相続人
5. 評決のとき
6. ワイルドシングス

第2. 戦争もの

1. プライベート・ライアン (「勇気ある物語」が教えるもの——日本にライアン二等兵はいるか 産経新聞1998年10月14日)
2. シン・レッド・ライン

第3. 社会問題もの

1. 失楽園
2. 金融腐蝕列島〔呪縛〕

第4. 恋愛もの

1. イングリッシュペイシエント
2. タイタニック
3. ユー・ガットメール
4. メッセージ・イン・ア・ボトル
5. ノッティングヒルの恋人

第5. その他

1. もののけ姫
2. ライフ・イズ・ビューティフル
3. 39〔刑法第三十九条〕
4. 新・三国志 (スーパー歌舞伎)
5. レ・ミゼラブル (ミュージカル)

第17章 都市問題検討の視点

1. 都市問題と政治 (政策)・経済
→日本の民主主義や政治経済の動向のチェックが不可欠
2. 「都市づくりは百年の大計」の発想
3. 日本の都市法体系の不十分性の確認
(1) 日本の都市法体系は複雑かつ難解
都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要
→都市法の体系化・シンプル化 (法律の統廃合)
→戦後55年の膨大な都市法のチェックと整理
——「まちづくり法実務体系」(H8年5月)の試み—— 資料⑨
(2) 法律以外の要綱・通達の占めるウェイト大 (国民には理解不能)
(3) マンションの建替え、都市の更新 (再開発) などのテーマに立法措置が後追い (日本的風土)
→都市再開発は、(可能なところ)で可、「必要なところ」では不可
→法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり。
4. 日本の民主主義の根幹を見つめ直す必要性
(1) 戦後54年の日本の法体系の総括が不可欠
(2) 政治改革は? (小選挙区制になっただけ?)
(3) 行政改革は? (看板のつけかえだけ?)
(4) 地方分権は? (本当に分権はできるのか?)
(5) 司法改革は?
1999年7月 司法制度改革審議会設置
(6) 金融再生は?
(7) 教育は? (少年非行は?) 防衛は? (憲法9条は?)
→「2002年からの警鐘」(日経新聞社)で指摘する諸問題
(日本の若者、未来に無関心)
→援助交際大国の日本の行方は?

〔例1〕97. 1. 7・朝日新聞・社説 (「自己愛」社会の索漠)
猿岩石日記→利己主義、物質主義、拝金主義、理念と夢の喪失といった、
「自己愛」社会ともいうべき、日本全体の今の問題状況の投影
〔例2〕97. 1. 10・日経新聞 (小学5年生「君たちは幸せですか」)

小学5年生の教育水準

- ・○×式設問では日本の中学生は全体で上位3位
- ・しかし、考えを書く設問に対する日本の子供の正答率は41ヵ国地域のうち37位
- ・「とても幸せ」「仕事で成功する」「よい親になる」と答えた割合は日本は6ヵ国で最下位

5. 見つめ直しの視点

- (1) 規制緩和、地方分権など言葉が一人歩き。内実の議論不十分
- (2) 土地所有権 (論)。まちづくりとは? 土地利用とは? 都市計画とは?
規制とは? e t c. の本質論の議論不十分
——その都度、つけ焼き刃的に対処
- (3) 住宅金融債権管理機構 (1997年7月) 中坊公平弁護士のスタンス
・不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使 (借り得は許さない)
・スピード・効率・現場主義←→旧日本型システムと正反対
→中坊公平総理大臣待望論 (?)

6. 司馬遼太郎の遺訓——資料⑩

- (1) 『土地と日本人』(中公文庫) (対談)
「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」

- (2) 風塵抄『日本に明日をつくるために』産経新聞平成8年2月12日(逝去当日)
 「住専の問題が起っている。日本国にもはや明日がないようなこの事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである」
 「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに悪であったかを－略－国民の一人一人が感じねばならない。でなければ、日本国に明日はない」
 (3) 産経新聞「今、読みかえす坂の上の雲」連載中－是非読んでほしい

18章 まとめ

1. なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するか

- (1) 日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
- (2) 日本の民主主義を考える大きなバロメーター
- (3) 日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
- (4) 理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
- (5) 「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適

2. 今後の課題

- (1) 戦後54年の今日、日本の政治、行政、司法をはじめ、経済、教育、防衛、文化、倫理などすべての分野で閉塞状態。制度の改革と価値観の転換が必要。問題の先送り体質をいかに改善するか
 →政治的、経済的・国際的地位の後退の中、日本を今の若者がどう舵取りするかが問われている。
- (2) 震災復興まちづくりは、①行政対住民の対立、②まち協の運営、③専門家の支援、④国家による経済的・法的支援などを軸に試行錯誤中
 →その評価を本音で議論する必要あり。
- (3) 弁護士として法体系や法的諸制度の不備を痛感。
 →まちづくり法全体の統廃合が必要だが、気の遠くなるような作業
- (4) 2000年からスタートする
 地方分権 介護保険
 行政改革 金融ビッグバン
 などを本当に定着させることができるか

愛媛大学 集中講義 参考文献リスト

No	著者	著書名	出版年	出版社
1	坂和章平(共著)	まちづくり法実務体系	1996年(H8)	新日本法規
2	坂和章平	都市づくり・弁護士奮闘記	1990年(H2)	都市文化社
3	坂和章平(共著)	岐路に立つ都市再開	1987年(S62)	都市文化社
4	坂和章平(共著)	誰が決める?-大阪モデル-訴訟顛末記	1995年(H7)	都市文化社
5	坂和章平(共著)	震災復興まちづくりへの模索	1995年(H7)	都市文化社
6	五十嵐敬喜	都市法	1987年(S62)	ぎょうせい
7	五十嵐敬喜 小川明雄	都市計画 -利権の構図を超えて	1993年(H5)	岩波新書
8	五十嵐・小川	議会 -官僚支配を超えて	1995年(H7)	岩波新書
9	五十嵐・小川	市民版 行政改革 -日本システムを変える	1999年(H11)	岩波新書
10	五十嵐敬喜(共著)	美の条例 -いまづく町をつくる	1996年(H8)	学芸出版社
11	大野輝之	現代アメリカ都市計画 土地利用規制の静かな革命	1997年(H9)	学芸出版社
12	兼子仁	新 地方自治法	1999年(H11)	岩波新書
13	小林重敬(共著)	岩波講座(現代の法9) 都市と法	1997年(H9)	岩波書店
14	小林重敬(編著)	協議型まちづくり	1994年(H6)	学芸出版社
15	大谷幸夫	都市にとって土地とは何か	1988年(S63)	筑摩書房
16	野口和雄	解説と活用法 改正都市計画法	1993年(H5)	自治体研究社

愛媛大学 集中講義「都市法政策」1999(平成11)年11月12~15日

第8章 震災復興まちづくりを考える－追加レジュメA

災害と都市計画法制の見直し
 －震災復興まちづくりを契機として－

第1. 災害と都市計画法制の現状

1. そもそも日本の「危機管理体制」は？

オウムサリン事件、地震・台風・水害、ミサイル、原発事故、毒物混入など

2. 阪神淡路大震災の災害対策は？

- ・非常災害対策本部(災対法24条)(国土庁長官)
- ・緊急災害対策本部(災対法107条)(総理大臣)

3. 「災害対策基本法」「災害救助法」のシステム

- ・災害対策基本法 S 3 6 年 伊勢湾台風を契機に制定
- ・災害救助法 S 2 2 年 救助のメニュー (2 3 条)、機関委任事務 (国→都道府県)

→阿部泰隆『大震災の法と政策』

4. 日本の都市計画法制の複雑性・難解性⇔まちづくり法体系化の試み

- ・五十嵐敬喜『都市法』
都市法 の概念と体系、都市法の原理、都市法の歴史的な分析、都市法の論点、都市の再生
- ・坂和章平他『まちづくり法実務体系』
まちづくり法とは、まちづくり法の時代区分、まちづくりの計画法、まちづくりの規制法、法律に基づくまちづくり、まちづくりの各種手法、震災復興まちづくりの特例・・・資料 1 参照

第 2. 震災復興まちづくりの軌跡とその検討

<参考>①朝日新聞 1 9 9 5 年 2 月 1 0 日「被災地復興は多様なメニューで」

②1 9 9 8 年 5 月 1 2 日「都市法体系を国民のものに」

1. 都市計画決定方式と A、B、C 分割方式の検討

- (1) その軌跡 (1 9 9 5. 1. 1 7 大震災)
- ・ 2. 1 建基法 8 4 条の建築制限 [神戸市] 6 地区 (2 3 3 h a)
- ・ 2. 1 1 神戸市条例制定 ・ 2. 2 6 復興法制定・公布
- ・ 3. 1 7 都市計画決定
- (2) 復興計画の全体構造

A 地区 都市計画決定 1 6 地区 (2 5 4. 8 h a) →厳格な法定手続

- ・面積はごくわずか (復興促進地域 5 8 8 7 h a の 2. 5 %)
- ・権力作用 (反対なら裁判しかないのが通常)
- ・内容の修正可能性 - 通常なし、都計審の公開は異例
- ・補助金 - 法律で細かい定め ・ 人的支援 - 膨大なものあり
- ・行政が主体 - 住民は従うものという構図

B 地区 重点復興地域 (1 2 2 5 h a ・神戸市)

- ・東部副都心の整備など地区毎の整備目標を定める
- ・「行政と住民の協働のまちづくり」がキャッチフレーズ
- ・建設省が作った要綱事業の活用で補助金を出し住宅整備

C 地区 復興促進区域 (5 8 8 7 h a ・神戸市) (白地地区)

- ・行政指導だけ、個人の建て替えに対してアドバイスだけ

(3) 都計決定 (A 地区) の特徴

①二段階都市計画決定方式 ②まちづくり協議会方式

2. 復興計画検討の視点 (行政と住民の対立はなぜおこるか)・・・<参考>朝日新聞 1 9 9 5 年 9 月 6 日・1 3 日・2 0 日、1 0 月 8 日「まちづくりの処方せん」の〈1〉～〈5〉

(坂和章平他「震災復興まちづくりへの模索」)・・・<参考>大阪新聞 1 9 9 6 年 1 月 1 8 日「震災復興まちづくりの現状と課題」

- (1) 都市計画の権限の所在は (2) まちづくりと地方分権
- (3) 日本の都市法体系の複雑性と難解性 (4) 土地所有権をどうみるか
- (5) 行政不信の根源 (6) 行政参加システムの欠如
- (7) 都計決定と訴訟 (8) まちづくりと情報公開

3. まちづくり協議会がキーワード、その検討

(1) まち協の制度的意義

① S 5 5 年 地区計画、S 5 6 年 神戸市まちづくり条例

② 神戸市でのまち協の実例 (震災前 1 1 件)

(2) まち協の能力・力量がクローズアップ

① 運営方法の民主性 ② 専門家の支援の程度、内容 ③ 住民提案の内容、水準

(3) まち協が有効に機能するための 3 つの条件

① 住民内部のリーダーの存在 (理論面、人格面、時間面 (エネルギー面)、金銭面)

② まち協の総会、役員会、ニュース発行などを支える有能な事務局人材の存在

③ まち協活動の大方針にアドバイスできる専門家の存在

(4) まち協方式は協働のまちづくりの芽生え、新たな地平線を切り開くもの (楽観的?)

但し住民の努力が必要。専門家の合理的な支援も必要。

神戸市だからこそできた (?) 芦屋市、西宮市などは (?)

まち協をキーワードとした実践は今後の先例となりうるか?

→ 酒田大火や雲仙普賢岳とはスケールのちがう先例。試行錯誤中

(5) まち協の合理的運営のための視点

① 都計決定の権力性と柔軟性の二面性の理解が不可欠

② 都市法全体の理解が不可欠 (都市法の不十分さや問題点を理解しつつ)

③ 誰が事業の責任をもつのか、事業の効果は結果的に誰に向くのか、という現実論の中で、時間の観念、相対的多数の観念を頭に入れて方針をたてることが不可欠 (理念論、理想論だけではダメ)

④ まちづくりの民主主義 (まちづくりにおける住民の意思の合意) は難しいこと、意思の一致のためには一定の妥協、譲歩が必要なことを理解すべき

(6) まち協の分類私案 - 住民の合意形成の 4 つのパターン

① 理想型 (真の全住民参加型) ——○地区

全住民が都市計画——事業計画——仮換地の各段階でのまちづくりのシステムや方向性を理解し、自分の意見を述べ、それらが一致

→ 1 0 0 名規模になれば、知識、年齢、資力、熱意等に差異があり実現は困難

② リーダー依存型 ——○地区

有能・誠実かつエネルギーが豊富なリーダー個人への信頼が基礎となり、あの人に従えばまちがないという形で住民意思が一致 → 日本ではこのパターンが多い。結果的に問題点は表面にはでないが、①とは大違いで不十分。

③ リーダー並立型 (内部対立型) ——○地区

区画整理・再開発を推進するリーダー A と反対するリーダー B が勢力拮抗

・このパターンも多い。両派の対立でマイナス面もあるが、互いの競い合いによるエネルギーは大きく、急速に力量を身につけるプラス面あり

・両派の勢力が完全に 1 : 1 はなし。相対的多数で方向性は決まる

・考え方の相異が人格的対立に発展 —— 日本のムラ社会の欠点

④ 不満ぶつけ型 (行政敵対型) ——○地区

原理・原則論、理念・理想論から出発し、その基準に照らせば「行政が不当!」「まち協不当!」と常に敵対者を攻撃するパターン

・当初はこれでもよいが、何年もこのパターンではダメ

・訴訟提起や世論の支持などがなければ衰退し、結局行政案どおりに収束

・妥協点、落とし所の模索、軟着陸の可能性など現実的判断が必要

(7) まち協の課題

①西ドイツのFプラン、Bプランのような法的システムがない日本では、住民がまちづくりの計画(提案)を作ることは今まで縁遠かった

→今回急にまち協の結成+まちづくり提案の呼びかけをしても、実現は困難
日常的な組織として必要

②まち協の法的根拠

まち協は法律上の根拠なし(芦屋市は要綱、神戸市条例など例外的に根拠あり)

まち協の法的位置づけの構築が課題

(8) 「協議型まちづくり」論の台頭 e x . 小林重敬編「協議型まちづくり」など

4. 専門家の支援の検討

(1) 災直後の各層専門家の活動

とくにコンサル・コーディネーター(支援ネットワーク等)

(2) H A R 基金(白地地区への資金的助成)

神戸まちづくり人材センター(コンサル派遣)

阪神淡路まちづくり支援機構(各界各層の専門家の横断的結集)

→それなりの成果。但し、専門家集団の継続性に不安あり

→今後の更なる拡充と恒常的かつ全国的なN P O 組織の必要性

(3) 専門家のスタンスの異同

①鎌田慧氏の復興「山分け」論をどうみるか・・・<参考>再開発コーディネーター 1997年第68号65頁

②「原理派」学者・コンサルと「土着派」学者・コンサル・・・<参考>再開発コーディネーター 1997年第69号60頁

第3. 震災復興まちづくりを契機とした都市計画法制の検討

1. その視点

(1) 二段階都市計画決定方式は機能したか

(2) まちづくり協議会方式は成功したか(住民指導のまちづくりはお題目か?)

(3) 区画整理・再開発・復興法などの各種まちづくり法は機能したか

(4) 住宅復興のシステムは(住宅復興は実現したか?)

(5) マンション法は機能したか(マンション復興は実現したか?)

(6) 借地借家の処理は機能したか(罹災法の総括)

(7) 戦後54年、日本の民主主義は機能しているか

2. 復興都市計画確定のプロセスの検討

(1) 3. 17 都計決定の評価

①時期(2ヶ月後) ②二段階の意義 ③住民参加(縦覧、公聴会)の手続

④建基84条(2ヶ月)と復興法(2年間)の建築制限

⑤面積、事業計画の内容 ⑥国と県・市、公団の役割(特に芦屋中央・西部)

(2) 法定事業手法の限定性と局所性

(3) 全体的な復興コンセプトの提示の必要性

3. 復興土地区画整理事業の検討

(1) 区画整理の必要性。説明したか(行政)。理解できていたか(住民)

(2) 道路幅(6m)、公園の規模(1ha)、画一的基準の押しつけ(修正可能)

(なぜ最初から柔軟にできないか?)

(3) 復興法のメニュー(区画整理+住宅供給)は機能したか——不十分

・共同住宅区 尼崎市築地地区のみ ・公営住宅のための保留地なし

(4) ミニ区画整理の活用、柔軟な土地の交換分合(無税)制度の工夫

(5) 住宅地区改良事業の改善とその積極的活用

4. 復興再開発の検討

(1) 再開発の手法自体の限界(地価下落+経済不況)

(2) 巨大再開発事業の危険性(新長田20haは大阪駅前5.9haの再現か?)

(3) 事業展開における柔軟性(変更可能性)が今後のポイント(従来の再開発事業の発想の大転換)

5. 白地地区の検討

(1) B、C地区とも各種要綱事業が適用されない地区は放置=自力復興のみ

(2) 自力救済の基本は共同化再建、協調建替え

専門家支援の下に1部ミニ区画整理手法(神戸市湊川地区、神前地区)

(3) 復興基金、H A R 基金等の支援や3年間の各種補助制度打ち切りの危機

→白地地区での自主的復興が基本形

→第2段階の補助施策の確立が必要

(4) 密集新法の活用

6. まち協方式の検討

(1) 日本ではじめての大規模展開→優劣が如実に現実化→各地区なりに収束化

(2) まち協の今後

・解散(事業が収束すれば、まち協のエネルギーも収束)

・継続(平常時のまちづくり活動に継続)

・発展(まちづくり株式会社の設立、管理運営事業等)

(3) 行政のまち協育成の姿勢は本物か?(根拠条例の検討、専門家支援、費用助成)

(4) 神戸発で各地のまちづくりに波及するか?→成功例の紹介・発信が不可欠

(5) 対立した住民のコミュニティは復元するか?

7. 都計決定・事業認可取消訴訟の意義

・1例のみ(芦屋中央地区)なぜか?

(1) 訴訟の見直し暗い (2) 時間、費用の負担大

(3) 行政も修正了解、まち協での提案可能など現実的な修正可能性

・取消訴訟は住民の武器となりうるか?→不十分

8. 借地借家(罹災法)の処理

司法の協力で処理できたが不十分(氷山の一角のみ)

・災害時の借地借家の処理には大不安

9. 住宅復興(住宅供給)の検討

(1) 仮設住宅の建設・供給・撤去+ソフト問題

(2) ・神戸市住宅整備3ヶ年計画(7.2万戸)

・神戸のすまい復興プラン(2万戸)

→量的には十分供給、しかし入居なし、ニーズとのミスマッチ

第11章 地方分権法の成立－追加レジメ B

地方分権推進委員会が目指したもの

- (1) 国と地方の関係を、現行の上下、主従の関係から新しい対等・協力の関係へと改める。それには国と地方の役割分担をはっきりさせる。中央集権型行政システムを変革して、地方分権型（システムを構築する。
 - (2) 機関委任事務を原則廃止して、中央に集中している権限を地方に委譲する。国が法律や行政指導で定めているさまざまな必置規制を見直す。
これらによって、国と自治体に対立した場合は、中立的な立場で調整して、紛争の処理をする第三者機関として「国地方係争処理委員会（仮称）」を設置する。なお、解決しない場合は、高等裁判所に訴えを起こすことができる。
 - (3) 財政関係を見直して、国庫補助金を合理化し、地方交付税は総額の確保、算定方法の見直しなどを行い、課税自主権を尊重して、地方財源の充実を図る。
 - (4) 都道府県と市町村の関係は、事務の配分や都道府県の市町村に対する関与の仕方を見直す。
 - (5) 市町村を、分権社会の基礎的な、自治責任をもった団体として自立させる。そのため、行政改革を進め、市町村合併や広域行政を推進する。
- 特に、(2)の機関委任事務の見直しと事務の配分、財政関係、(5)に重点が置かれています。

地方自治法改正のポイント

－地方分権に向けた地方自治法抜本改正－

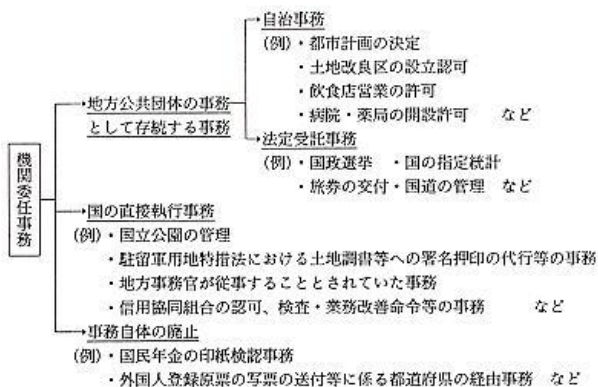
第1 地方分権の基本的方向と今回の改正の位置づけ・今後の課題

地方分権推進一括法成立までの歩み

平成4年7月	第3次臨時行政改革推進審議会による「第1次答申」
平成5年6月	衆参両院において「地方分権の推進」を決議
平成5年10月	第3次臨時行政改革推進審議会による「最終答申」
平成6年9月	地方6団体による「地方分権の推進に関する意見書」の国会及び内閣に対す提出
平成6年11月	第24次地方制度調査会答申
平成6年12月	地方分権の推進に関する大綱方針の閣議決定
平成7年5月	地方分権推進法が成立・公布
平成7年7月	地方分権推進委員会の設置
平成8年3月	地方分権推進委員会による「中間報告」
平成8年12月	地方分権推進委員会による「第1次勧告」
平成9年7月	地方分権推進委員会による「第2次勧告」
平成9年9月	地方分権推進委員会による「第3次勧告」
平成9年10月	地方分権推進委員会による「第4次勧告」
平成9年12月	行政改革会議による「最終報告」
平成10年4月	第25次地方制度調査会答申「市町村の合併に関する答申」
平成10年5月	地方分権推進計画の閣議決定
平成10年11月	地方分権推進委員会による「第5次勧告」
平成11年7月	地方分権推進一括法成立・公布

第2 機関委任事務制度の廃止と新たな事務区分等

1. 機関委任事務制度の廃止と従前の機関委任事務の取扱



<実務上のポイント>

- (1) 地方公共団体の自主性の向上と職員の意識改革の必要性
自治事務が増加することにより、国との間で協議・調整を行うケースも増えていくであろうが、その場合に国と対等な立場に立つことができるかどうかは、ひとえに職員の意識・姿勢にかかっている。そして、その場合に重要なのは、いかに、地域の実情に即し、住民の福祉の観点から、合理的な施策・事業を行うことができるかどうかということであろう。
- (2) 条例等の整備の必要性
機関委任事務のうち、自治事務に移行するものについては、それに伴い、機関委任事務の執行のために現在長の規則の形式で制定されている法施行細則を廃止し、その条例化を図る必要がある。しかも、その場合、その作業はかなり膨大なものとなり、基本的には改正が施行される平成12年4月1日までに完了することが必要である。このため、実際には、内容の検証を行うことなく、規則の規定をそのまま条例に横滑りさせるということも考えられないわけではない。しかし、それでは機関委任事務を廃止した意味が薄れることになりかねない。

2. 普通地方公共団体の権能
地方公共団体の事務の新たな区分



3. 自治事務と法定受託事務

1) 第1号法定受託事務

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

2) 第2号法定受託事務

法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの<法定受託事務のメルクマール>

1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で次のもの

①国が設置した公物の管理・国立公園の管理及び国立公園内における指定等に関する事務

②広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

③環境保全のために国が設定した環境の基準及び規制の基準を補完する事務

④信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督などに関する事務

⑤医薬品等の製造の規制に関する事務

⑥麻薬等の取締りに関する事務

3) 全国単位の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で次のもの

①生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務

②全国単一の制度として国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務

③国が行う国家補償給付等に関する事務

4) 広域にわたり国民に健康被害を生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通の取締りに関する事務

5) 精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務

6) 国が行う災害救助に関する事務

7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

8) 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見通しが近く予定されている事務

第3 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

1. 関与の見直し

(1) 廃止

・市町村の登録原票の移動に係る都道府県の承認(外国人登録法4③)

・教育長の任命に係る文部大臣・都道府県教育委員会の承認

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律旧16②③)

・生活保護事務に関する都道府県・市町村に対する厚生大臣の指揮監督、市町村に対する知事の指揮監督(生活保護法旧20①)

・知事が漁業権の変更等によって生じた損失の補償金額を決定する際の農林水産大臣の認可(漁業法旧39⑦)

・港湾管理者の臨港地区の設定に対する運輸大臣の認可(港湾法旧38①)

・公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示(公営住宅法旧48①) など

(2) 縮減

・自然環境保全地域に関する保全事業の一部執行に係る環境庁長官の承認(自然環境保全法24②)→同意を要する協議へ

・土地利用基本計画策定に係る内閣総理大臣の承認(国土利用計画法9⑩)→同意を要する協議へ

・市町村営土地改良事業の執行に係る知事の認可(土地改良法96の2①)→同意を要する協議へ

・都道府県知事の流通業務施設の整備に関する基本方針策定に係る建設大臣の承認(流通業務市街地の整備に関する法律3⑥)→協議へ

・重要港湾の港湾管理者が海岸保全区域の指定に関して協議に応じようとする場合に必要運輸大臣の同意(海岸法4②)→協議へ

・地方債の発行に係る自治大臣・知事の許可(地方財政法5の3①)→原則協議へ など

(3) 類型化

自治法第245条に定める8類型+その他の関与(包括関与)

2. 関与に関する三原則

(1) 法定主義の原則(自治法245の2)

・関与は、法律又はこれに基づく政令の根拠を要する

(2) 一般法主義の原則(自治法245の3~自治法245の8)

・関与は基本原則にのっとり規定される

<基本原則>

・関与は、その目的を達成するために必要最小限のものとし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する(245の3

①)

・自治法に諸関与の一般的なルール(立法指針)を定める(245の3②~⑥)

・自治法を根拠にして行うことのできる関与の規定を置く(245の4~245の8)

(3) 公正・透明の原則(自治法247~250の6)

・関与に関する手続について、書面の交付、許可・認可等の審査基準や標準処理期間の設定、公表等を定める

3. 関与の手続

(1) 助言・勧告、資料の提出の要求(自治法247、248)

普通地方公共団体による趣旨・内容を記載した書面の請求→当該書面の交付義務(国・都道府県)

(2) 是正の要求、指示(自治法249)

内容・理由を記載した書面の交付義務(国・都道府県)

(3) 同意、許可・認可・承認(自治法250の2、250の3、250の4)

判断基準の設定・公表義務(国・都道府県)

取消し等の判断基準の設定・公表努力義務(国・都道府県)

標準処理機関の設定・公表努力義務(国・都道府県)

申請の到達主義

拒否・取消し等→内容・理由を記載した書面の交付義務(国・都道府県)

(4) 協議(自治法250)

誠実協議・合意到達努力義務(国・都道府県、普通地方公共団体)

国・都道府県が意見を述べた場合の普通地方公共団体による趣旨・内容を記載した書面の請求→書面の交付義務(国・都道府県)

(5) 届出(自治法250の5)

届出の到達主義

(6) 直接執行(自治法250の6)

普通地方公共団体への通知義務(国)

第4. 国と地方公共団体との間の係争処理制度

第5. 都道府県と市町村の関係

第6. 地方行政体制の整備

1. 地方議会の活性化

2. 中核市の要件の見直し

3. 特例市制度

第7. 地方自治関係法律の改正

1. 市町村合併特例法

第8. その他の改正



都市法政策 集中講義

平成11年11月12日～15日

講師 弁護士坂和章平

レポート提出について

<問題>

1. 日本の都市法、都市計画法、都市政策、都市づくりについて
2. 震災復興まちづくりについて
3. 都市づくりに関する地方分権について
4. 戦後54年の日本の民主主義について
5. 都市づくりにおける法律専門家（弁護士など）の役割について
6. その他、今回の集中講義を聴いて感じ、考えた問題点について

以上の6つのジャンルから、任意に1つを選んだうえ、自分の考える問題点（テーマ）を1つ設定し、それについて自由に論ぜよ。

<字数>

最低800字程度。長いのはいくら長くても可。

横書き。ワープロうち出しが望ましい。

<提出期限>

平成11年12月15日限り

以 上